

鳥取県告示第180号

平成10年鳥取県告示第589号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------|-----|---|-----------------|-----|--|
| (1) 指定する地区 | | | (1) 指定する地区 | | |
| 地区名 | 市町村 | 地区の区域 | 地区名 | 市町村 | 地区の区域 |
| | | | 岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区 | 岩美町 | 1 県道大羽尾小羽尾線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字大羽尾193地先 終点 国道178号 2 国道178号の次の区間 起点 県道大羽尾小羽尾線 終点 岩美郡岩美町大字小羽尾42-2地先 起点 岩美郡岩美町大字陸上999-3地先 終点 兵庫県との県境 3 町道陸上中央線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字小羽尾42-2地先 終点 岩美郡岩美町大字陸上999-3地先 4 2及び3に接する展望駐車場 |
| 南部町緑水湖地区 | 南部町 | 1 国道180号の次の区間 起点 日南町との境界 終点 西伯郡南部町能竹428-2地先 2 町道緑水湖線の次の区間 起点 西伯郡南部町上中谷2570-2地先 終点 西伯郡南部町下中谷359-3地先 3 1及び2に接する駐車場及び待避所 | 南部町緑水湖地区 | 南部町 | 1 国道180号の次の区間 起点 日南町との境界 終点 西伯郡南部町能竹428-2地先 2 町道緑水湖線の次の区間 起点 西伯郡南部町上中谷2570-2地先 終点 西伯郡南部町下中谷359-3地先 3 1及び2に接する駐車場及び待避所 |
| (2) 略 | | | (2) 略 | | |

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。